

## 第24号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和2年5月14日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

府中市長 高野 律 雄

## 府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険税条例（昭和35年4月府中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の府中市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。